

DOWNPASS-Standard

Anforderungen zur Prüfung und zur Rückverfolgbarkeit von Warenläufen
Anforderungen an die Chain of Custody im Rahmen von Audits des Traumpass e.V. (AG Mainz VR 3098)
Grundlagen zur Markierung von Produkten mit dem eingetragenen Zeichen „DOWNPASS“



DOWNPASS 基準

商品フローの検査および遡及的追跡の要件

トラウムパス協会（マインツ区裁判所 VR 3098）の監査の枠内におけるチェーン・オブ・カストディーの要件

登録商標「DOWNPASS」を付けた製品のマーケティング基盤

トラウムパス協会

トーマス-マン通り 9 番地

55122 マインツ

Traumpass e.V. · Thomas-Mann-Straße 9 · 55122 Mainz

内容

目標および適用範囲

- 第1条 定義
- 第2条 製品標示のための前提（品質および遡及的追跡）
- 第3条 監査/査察についての要件
- 第4条 DOWNPASS利用者の任務
- 第5条 第2条、第3条、および第4条の実施を目的とするトラウムパス協会の任務
- 第6条 監査機関についての要件およびその任務の範囲
- 第7条 監査報告書
- 第8条 監査報告書の有効性
- 第9条 監査報告書の有効性失効
- 第10条 認定
- 第11条 監査費用

トラウムパス協会 (Traumpass e. V.)

Thomas-Mann-Straße 9

55122 Mainz

代表事業執行者Dr. J. ヘッダーリッヒ、国民経済学学士

目標および適用範囲

DOWNPASS基準（以下では「基準」）は、農業的家畜飼育でのガチョウおよびアヒルの秩序ある飼育を世界的に推進するという目標を追求する。同じものは、食肉産業の副産物としてのフェザーおよびダウンの責任ある採取にも適用される。その遡及的追跡は、包括的に記録され、供給連鎖を透明化する。さらに充填物の成分の検査が行われる。基準は、それらの充填物の具体的で消費者に優しい標示を通じて、市場での決定支援に貢献する。そのために「DOWNPASS」商標を使用する。基準は、フェザーおよびダウン、寝具/衣料/アウトドア分野のフェザーおよびダウン充填物のすべてに使用することができる。

供給連鎖における現場査察、文書記録検査および信頼性検査、ならびに検査室分析が、基準のための手段を構成する。

本基準は以下に適用可能

- トラウムパス協会のライセンシー
- 製品
- フェザーおよびダウンを加工する製造者
- フェザーおよびダウンを詰めた完成品を作る製造者
- そのような製品を作らせる、または販売する製造者
- 水鳥の飼育および屠殺事業所

第1条 定義

• フェザー

羽毛のホルン状の覆い。フェザーは、羽幹および柔軟な長羽毛で構成される。

• ダウン

水鳥の下の覆いを形成する羽毛。ダウンは、弱々しいダウン核から生える軽く、毛足の長いフィラメントの冠毛で構成される。ダウンは、羽幹も長羽毛も持たない。

・ **原羽毛**

動物の屠殺後に採取され、最終的な処理がされていないフェザーおよび/またはダウンで、殺菌または主として保存のための処理が行われる場合もあるもの。

・ **処理前羽毛**

洗浄、乾燥、および/または選別された羽毛。

・ **加工済羽毛**

洗浄、乾燥、およびすべての衛生処理を含めた加工プロセスをすべて終了した羽毛。

・ **本基準のフェザーおよびダウン**

フェザーおよびダウンは、ガチョウおよびアヒルの羽毛の一部である。本基準で言及されるフェザーおよびダウンは、動物生体から採取したものであることは許されず、上述の目標を追求し、適用範囲内のものでなければならない。

● **フェザー採取/ダウン採取**

動物死体からのフェザーおよびダウンの剥ぎ取りの手続き。フェザーおよびダウン採取は、手作業または機械で行う。動物生体からの羽毛採取は、本基準では許容されない。

● **平行生産**

羽毛の動物生体採取と動物死体採取との両方を行うために同じ農場で家禽を飼育すること。

DOWNPASS追加モジュール1では、フォアグラ生産のための飼育とその他のための飼育を同じ農場で行うことを平行生産とみなす。

● **飼育事業所/農場**

水鳥の飼育を目標として営まれているすべての農業的家禽飼育。

そこには以下が含まれる。

1. 大規模事業所（500羽超）での商業的家禽飼育
2. 農家による小事業所
 - a) 農業的小事業所/小農家家禽飼育（100羽超、500羽未満）
 - b)

小飼育事業所（1構成員に対して100羽未満）の均質なグループで構成される

農家の小事業所による、農家的に営まれ、地理的に明確に境界が付けられた共同体での飼育。そこでは、例えば商業的屠殺または輸出のためにではなく、地域または個人の自給のために家禽飼育が行われる。

小農家家禽飼育および小規模飼育事業所グループは、本基準では「農家の小事業所」として一括される。そのような事業所は、採取されたフェザーおよびダウンを、例えば羽毛集積業者/羽毛集積場に転送する。

- ・ **輸出許可を持った羽毛集積場/集積事業所**

ガチョウおよびアヒルの屠殺後に採取されるフェザーおよびダウンの収集、混合、洗浄、転売のうち一つまたは複数を行う企業。

- ・ **羽毛工場/羽毛加工事業所**

フェザーおよびダウンを購入し再加工する（例えば、混合、洗浄、乾燥、選別、半製品製造、最終製品製造、完成品製造のうち一つまたは複数を行う）事業体。

・

- ・ **未梱包商品としてのフェザーおよびダウン（未加工商品/完成製品/半完成製品/最終製品）**

未梱包のフェザーおよびダウンが本基準において未加工商品/完成製品/半完成製品/最終製品と呼ばれる限り、その量は重量で把握される。それらは監査に合格しており、成分の標示を備えている。

- ・ **DOWNPASS充填物**

動物生体から採取されたのではないフェザーおよびダウンであって、本基準の要件を満たしているもの。

- ・ **輸送容器**

例えば袋といった、密封され、DOWNPASSラベルを標示でき、フェザーおよびダウンの輸送に使用されるあらゆる種類の容器。

- ・ **充填済み製品/縫製済み完成品**

この集合概念には、フェザーおよびダウンを充填された衣料、寝具、頭巾、靴類、および屋内外用の寝袋が含まれる。

- ・ **トレーサビリティ - 遡及的追跡（手段）**

規定された開始点から終了点または完成品までのフェザーおよびダウンの経路の記録。

・ **チェーン・オブ・カストディアン - 供給連鎖**

選択されたDOWNPASS追加モジュールを考慮した供給連鎖に沿ってフェザーおよびダウンの規定量の全経路を記録し点検するためのシステム。

チェーン・オブ・カストディアン監査は、例えば、ガチョウおよび/またはアヒルの雛の飼育および肥育に始まり、フェザーおよびダウンの輸送、屠殺、その後の加工工程/処理または加工のための段階から最終製品または完成製品までを包括する。

・ **遡及的追跡のための監査の開始点および対象**

– **DOWNPASS**

動物生体から採取されたのではないフェザーおよびダウンだけに使用される。有効な法的規定に従って採取されたケワタガモのダウンには例外が認められる。

フェザーおよびダウンの採取は、動物の屠殺後に、例えば屠殺場または農家の小事業所で行われる。監査の開始点は

1. 屠殺現場であることが可能
2. 事業所認可および/または輸出認可を有する認可集積事業所であることが可能

・ **遡及的追跡のための監査の開始点および対象**

– **オプションのDOWNPASS追加モジュール**

追加モジュールはDOWNPASS上に構築され、DOWNPASS利用者が希望する場合に限り、監査および検査に援用される。追加モジュールは、別個に記録され、監査に合格していなければならない。

・ **DOWNPASS追加モジュール**

DOWNPASS追加モジュール1 (強制給餌除外)

フォアグラ生産用ではない動物から採取されたフェザーおよびダウンの充填材の供給連鎖の記録および監査での合格。

DOWNPASS追加モジュール2 (飼育)

原産地をガチョウおよび/またはアヒルの雛の飼育および肥育にまで遡ることが可能な動物から採取されたフェザーおよびダウンの充填材の供給連鎖の記録および監査での合格。

DOWNPASS追加モジュール3 (親鳥飼育までを追加)

動物であって、そのフェザーおよびダウンが親鳥にまで遡及できる動物から採取されたフェザーおよびダウンの充填材の供給連鎖の記録および監査での合格。

DOWNPASS追加モジュールは、相互に組合せ可能。

・ **品質保証**

品質保証は、充填材の量的構成を特定するための検査室分析を通じて行われる。

・ **DOWNPASSラベル**

DOWNPASSラベルは、一つずつ番号が付されている。それは、登録単語・画像商標DOWNPASSを示す。

・ **DOWNPASS製品標示**

上述のDOWNPASS追加モジュールの定める標示は、例えば、ラベルに加えて下げ札、ステッカー、プリント、QRコード等によって製品または輸送容器に付けることができる。

・ **DOWNPASSマネジメントシステム**

DOWNPASSマネジメントシステムは、ISO

9001:2015および商品フローの記録に基づいている。それは、トラウマパス協会によって作成され、商品フローの記録の基盤として推奨される。

・ **DOWNPASS規範**

基準遵守のための利用者の自主的義務付けの宣言を表現する。

第2条

製品標示のための前提（品質および遡及的追跡）

1. 基盤

DOWNPASS商標利用者は、DOWNPASS規範最新版を認め、署名する義務を負う。

以下は、「DOWNPASS」標示による製品標識のための前提条件である。

- a) 品質要件を満たしていること
- b) 商品フローの監査の合格による遡及的追跡手段についての要件の履行

以下は、標識を付けられた製品である。

- a) 半完成製品/完成製品/最終製品としてのフェザーおよびダウン
- b) フェザーおよびダウンを充填した寝具
- c) フェザーおよびダウンを充填した衣料、頭巾、および靴類
- d) 屋内外用の寝袋

2. 品質要件

標識を付けられた充填材は、EN

12934、等級Iまたは等級II（ヨーロッパ）の要件に適合したフェザーおよびダウンで構成される。

代替措置として、フェザーおよびダウンで構成される充填物の標示のための以下の最新規定が適用される。

- 日本の標示規定
- USA 2000 / ASTM 4522（米国）
- KSK260（韓国）
- GBT 14272-2011 ダウン衣類（中国）
- QBT 1193-2012 ダウンおよびフェザーのキルト（中国）
- QBT 1195-2012 ダウンおよびフェザーの寝袋（中国）
- QBT 1196-2012 ダウンおよびフェザーの枕（中国）
- CNS 2119 1034（台湾）

- ダウンおよびフェザーの標示規準 2000 (カナダ)
- AS 2479-2007 (オーストラリア)
- その他の許可され認定された標示規定

備考本規準の一つが改訂または代替された場合、その都度最新版が適用される。

半完成製品および/または未加工商品の場合、量的成分構成の判断は、充填材のダウン含有量（ダウンの含有量）の確定に基づいて行われる。成分構成の確定は、充填材におけるダウンとその他の部分の手作業による分離による充填材のダウン含有量の確定によって行われる。充填材成分構成が分析され、ダウン含有量が確定され、納品証の記載が検定される。記載されたダウン含有量は最低割合であって、超過は許容される。

3. チェーン・オブ・カस्टディ어의 遡及的追跡および監査についての要件

a) *DOWNPASS*要件

フェザーおよびダウンが、動物生体から採取されることは許されない。

遡及的追跡の規定の基盤を構成するのは、対象事業所およびその記録の査察である。充填材の供給者または供給連鎖の段階が監査の対象となる。

本監査は、家禽の屠殺とともに開始され、フェザーおよびダウンの供給者（特に羽毛工場）を含める。使用されるフェザーおよびダウンの供給連鎖は、例えば、事業許可および/または輸出許可を有する国内の許可または国際的許可を受けた屠殺場、獣医、または羽毛集積事業所の証明書/勘定書/納品証によって、少なくとも屠殺された動物からフェザーおよびダウン採取の開始点まで遡及的に追跡され、かつ記録されることが可能であることが求められる。

a) *DOWNPASS*追加モジュールの要件

遡及的追跡手段の規定のための基盤は、第2条および第3a)条およびその上に構築される追加モジュールの規定で構成される。追加モジュールを組合せることは可能である。

○ *DOWNPASS追加モジュール1 (強制給餌除外)*

標識を付けられた充填材は、DOWNPASSの要件を満たしており、加えて、フォアグラ生産のために飼育された動物から採取されたものであってはならない。

完全な記録の他に、供給連鎖が監査される。それには、事業所査察および記録検査が不可欠である。

追加モジュール1に対して、監査および記録検査は、屠殺事業所への査察訪問によって開始される。記録検査に続いて、屠殺事業所の視察が行われる（事業進行の検査）。査察は、供給者の検証にまで拡大することができる。

その上で、充填材であるフェザーおよびダウンの供給/継続加工ならびに完成製品または最終製品の生産までの輸送の全後続段階が監査/査察および検査の対象となり、フォアグラ生産の副産物として発生するフェザーおよびダウンが使用されなかったことが立証される。対象事業所に関しての既提出の査察報告書は、監査人によって認定される。

○ *DOWNPASS追加モジュール2 (飼育)*

標識を付けられた充填材は、DOWNPASSの要件を満たし、農場でのガチョウおよび/またはアヒルの雛の肥育/飼育まで遡及的追跡が可能であることが求められる。供給連鎖を監査するために、査察および記録検査を実施する。

追加モジュール2

に対して、監査はガチョウおよび/またはアヒルの雛の飼育事業所での記録検査および査察訪問で開始する。それに加えて、査察は、動物の輸送、屠殺、完成製品/最終製品までの充填材であるフェザーおよびダウンの継続加工の各後続段階を包含する。

○ *DOWNPASS追加モジュール3 (親鳥の飼育を追加)*

標識を付けられた充填材は、DOWNPASSの要件を満たし、さらに農場での飼育動物および親鳥の飼育まで遡及的追跡が可能であることが求められる。

供給連鎖を監査するために、査察および記録検査を実施する。

追加モジュール3に対して、監査は親鳥の飼育事業所での記録検査および査察訪問で開始する。それに加えて、査察は、動物の増殖、輸送、飼育および肥育、屠殺、完成製品/最終製品までの充填材であるフェザーおよびダウンの継続加工の各後続段階を包含する。

第3条

監査/査察についての要件

1. 基盤

監査は、中立的第三者(第6条)の査察によって、予告査察訪問、予告なし訪問、事業体視察、および供給連鎖の全段階を通じた文書検査、ならびに充填品質の検査の組合わせの形で行われる。監査の範囲は、各追加モジュールの選択によって決定される。

2. 記録検査および査察についての要件

記録検査および査察は、仕入、生産、販売の各量の検証および記録および後続の基盤の遵守を包括する(基準の供給連鎖の関連段階および監査対象の追加モジュールに応じて)。

a) 羽毛工場および/またはフェザーおよびダウンの供給者

- 1) 事業許可/獣医/事業証明書の検査
- 2) 充填品質の成分構成の検査(前供給者による充填物の成分構成についてのデータの検査
- 総質量の単独確定は不十分)
- 3) 未梱包物の未梱包サイズおよび構成要素の確定(総質量の決定)
- 4) 充填物の監査対象構成要素の検証:
 - 輸送容器および付属記録文書の標示
 - 輸送容器および付属記録文書の番号付け
 - 輸送容器の番号付けの検査
- 5) 事業進行計画の閲覧および検査(対象商品の分離、洗浄、ほこり除去、選別、混合、および充填の記録の調整および検査)

- 6) 事業所内記録を基盤とした加工減損の確定
- 7) 在庫の把握および出納の記録
- 8) 処理済商品の充填構成要素および物理的基準の検査
- 9) 充填材のさらなる遡及的追跡のための、原産地証明書、納品証、関税申告書、検査記録
(運送書類の検証を含む) に基づく商品フローの検査
- 10) 前供給者(屠殺場/集積事業所)の原産地証明書の検査
- 11) 過去の監査報告書の検査
- 12) 11)で偏差が確認された場合には、その偏差および講じられた修正措置の検査
- 13) 前供給者の監査報告書の検査(追加モジュールを考慮して)
- 14) DOWNPASS規準および関連規定の認定

検証の基盤、以下はその例

- 事業許可についての国内要件、獣医学規定、殺菌事業としての羽毛工場の公的登録、必要に応じてHACCP証明、産業内でのトレーサビリティ
- 事業進行計画の文書記録（DOWNPASSマネージメントシステム）

その他の命令、実施規定を参照

b) 輸出免許を有する屠殺事業所または集積所

- 1) 屠殺事業所の種類の把握（例えば、2004年4月29日の規則（EC）No. 853/2004に基づく、官庁に登録された屠殺場、例えば、大部分直営販売において食品を末端消費者に販売する小規模屠殺場/移動式屠殺場/大規模屠殺場への分類）
- 2) HACCP認証または上述の規準に従った家畜殺処分のための同等の許可の検証
- 3) 気絶および屠殺の方法の把握
- 4) フォアグラ生産用に飼育される動物の屠殺を除外するための経営資金把握（追加モジュール1を参照）。
- 5) 面接調査による事業所従業員の専門知識の検証
- 6) 事業所従業員の研修措置の検証 -
事業所従業員の訓練措置の記録文書の閲覧（専門知識証明書）
- 7) 動物を正規の方法で殺処分するための技術的設備の検証のための事業所見回り検査 -
できれば営業中に
- 8) 事業進行計画の記録文書の閲覧

- 9) 事業所獣医師の記録の閲覧（屠殺用に供給された動物の数、性別、体重、品種、年齢、動物の生産事業所、および発生する動物性副産物の量の確定、ならびにサイロが空になる時間および動物性主・副産物の搬出・再利用書類の検証）
- 10) 商品フローの検査、特に供給者および動物の原産地、ならびに輸送事業者の立証のための記録文書の検査によって
- 11) 特に以下に挙げる動物保護規定の検証
- 屠殺場は、国内動物保護要件を満たし、専門要員によって運営されている。
 - 動物の健康状態は、到着の際、屠殺前に検証されている。病気のおよび怪我をしている動物をすぐに屠殺することはない。
 - 動物の迅速かつ寛容な荷おろしが確保されている。動物が、踏みつけられ、投げられ、または突き飛ばされることは許されない。
 - 動物を不安にすること、興奮させることは許されない。
 - 動物を輸送する檻、籠、または箱は、慎重に扱われる。それを床に投げる、またはさかさまにすることは許されない。
 - 動物は、檻、籠、または箱で屠殺場に輸送されたら、屠殺場到着後、遅滞なく屠殺される。
 - 到着後、2時間以内に屠殺されない動物は、適切に収容され、世話を受ける。
 - 屠殺前、動物は屠殺終了まで意識のない状態が保たれる方法で気絶させられ、無用の苦悩を回避する。
 - 追加モジュール1から3までの定める監査のために、動物の年齢の正確な把握および記録が不可欠である。さらに屠殺場の装備が把握される。
 - 屠殺場の査察に関する全記録文書は、5年以上保管する。

- 上に挙げた査察の詳細要件は、小農家家禽飼育またはそれに繋がる屠殺事業所には適用されない。動物は、専門知識に照らして適切に、無用の苦悩を与えずに屠殺される。動物を不安にすること、興奮させることは許されない。

検証の基盤は、実施規定を参照。

c) 輸送

- 動物輸送

- 1) 事業許可および事業書類の閲覧
- 2) 輸送車両の視察（動物種属輸送への適性）
- 3) 輸送書類の閲覧による商品フローの検査（動物の原産地および所有者、発想地、輸送開始日および時刻、予定されている目的地、計画された輸送の予想所要時間、納品証、輸送記録、動物輸送の平均所要時間の確定、運転時間、走行経路）
- 4) 出発地および目標値の規準の検証（家禽飼育 - 屠殺場）
- 5) 積み込みおよび荷おろし記録の閲覧
- 6) 死亡率の検査および記録
- 7) 動物の輸送に起因する怪我/積み込みの際の動物の挙動異常の検査および記録
- 8) 実際の輸送時間の検査
- 9) 輸送車両の清掃の検査および記録

10) 特に以下に挙げる動物保護規定の検証

- 輸送計画は、動物輸送の目的地に直通で、かつ所要時間が8時間以内で到達するように作成されていなければならない。
- 動物は、輸送中、天候の影響に対して保護される。
- 輸送用容器（例えば、檻）は、輸送後毎回清掃される。
- 動物輸送容器への過剰な詰込みは許されず、十分な換気が確保される。
- 動物は、専門知識のある人員により世話を受ける。

- フェザーおよびダウンの輸送

商品フローの検証輸送書類（商品原産地、発送地、輸送開始の日時、予定された目的地、納品証、輸送記録）の閲覧

検証の基盤は、実施規定を参照

d) 家禽飼育

上述の、ガチョウおよびアヒル飼育のための欧州協定の動物種固有基準の遵守を検証するための現場監査による家禽飼育の視察、以下はその例

1) 動物の原産地の検証と組み合わされた数および年齢の記録の検証 -
必要に応じて親鳥飼育まで遡及。

2) 運動場、建物、および設備（水飲み場、畜舎、飼料、水設備、換気装置、敷き藁等）の検証。

3) 動物飼育の視察および検査

- 飲み水は、日中および夜間、十分な量で与えられている。
 - 日中は、適切かつ十分な量の飼料による給餌が行われる。
 - 社会的需要を満足させるよう、動物には十分な空間による適切な生存環境が提供される。
 - 動物は、専門知識のある人員によって世話される（監査中に専門知識証明書が提示される。それらは2年以上遡及し、定期的に更新される）。
 - さらに動物が必要に応じて引きこまれるように、避難所を適切に設けられるようにしておく。
 - 畜舎は、十分な大きさがあり、乾燥して清潔に保たれている。
 - 動物には、十分な数の適切な寝場所が与えられる。
 - 動物は、無用な苦悩、怪我、および病気に対して保護されている。
 - 動物は、共食いに対して保護されている。
 - 動物は、家畜および野生動物に対して保護されている。
 - 動物に無用のストレスを与えることは許されない。
- 4) 動物生体から採取される副産物の生産を除外するための、動物の群れおよび事業所の視察。監査された家禽飼育者は、その監査された事業所でも、同人が維持し、かつ/またはその監督下にある事業所でも、動物生体からフェザーおよびダウンを採取してはならない。動物が、そのような目的のために他の動物飼育者に譲渡されることは許されない。
- 5) フォアグラ生産のための動物飼育を除外するための事業所視察（例えば、追加モジュール1）。監査された事業所でも、他の事業所でも動物をフォアグラ生産のために飼育すること、または他の動物飼育者にフォアグラ生産のために譲渡することは許されない。
- 6) 農場での平行生産（動物生体からフェザーおよびダウンを採取するために、またはフォアグラ生産のために家禽を飼育すること（例えば、追加モジュール1））が行われることは許されない。動物をこの目的のために他の農場に譲渡することも許されない。
- 7) 記録検査（場合に応じて事業許可、購入/売却/飼育動物数の検査、獣医師記録 [健康管理措置/世話/動物の変遷/死亡率] の閲覧)

- 8) 記録検査および、監査されたガチョウおよびアヒルが鳥肉生産のために、および/または再生産のために飼育されていることの立証。
- 9) 動物性副産物を販売するための書類の検査。

検証の基盤（選択された追加モジュールの要件を考慮しての）は、施行規定を参照

3. 動物生体からのフェザーおよびダウンの採取を除外するための農場監査実施のため指示
農場監査用の標本確定のために、屠殺場への地理的流入範囲を確定することで均質な母集団を形成する。実施規定が詳細を規制する。

4.

フォアグラ生産の副産物としてのフェザーおよびダウンの採取を除外するための農場監査実施のため指示

農場監査用の標本確定のために、屠殺場への地理的流入範囲を確定することで均質な母集団を形成する。実施規定が詳細を規制する。

5. 集積事業所および小農家家禽飼育の監査

集積事業所および小農家動物飼育の監査に対しては、例外規則が適用される。

小農家家禽飼育の監査は、動物飼育を精査し、動物が新鮮な飲料水および飼料に自由に接近できるかを検査することを目標として行われる。さらに動物の一般的状態を検証する。小農家飼育の監査は、追加モジュールの基準に準拠して行われる。

監査は、当該地域からの商品で各追加モジュールの求めるフェザーおよびダウン採取要件が満たされていることを立証するために、当該の事業所が活動する地理的に限定された地域での動物飼育および屠殺の標本検査による検証によって行われる。

監査人は、小農家事業所および羽毛集積事業所に対して集積事業所/小農家動物飼育への流入圏および集積事業所の数/小農家動物飼育の数の確定によって均質な基本総体からの標本を確定する。

実施規定が詳細を規制する。

6. 除外基準、偏差の評価および修正措置の開始

本基準は、除外基準、主要および副次的偏差を区別する。

以下は、除外基準（追加モジュールに対応したもの）である。

- フェザーおよびダウンの動物生体採取の実施（農場で、または農場からの委託で）
- 農場レベルでの平行生産
- 動物の強制給餌の実施（農場で、または農場の委託で）。

除外基準は、検査された事業所へのDOWNPASS証書交付拒否に、あるいは標識使用許可の即時剥奪に帰結する。トラウムパス協会に通知される。

主要偏差は、DOWNPASS証書標示が各追加モジュールとの関係で一時的に拒否される偏差である。

主要偏差としては、以下の例が挙げられる。

-

基盤になる、各追加モジュールの遡及的追跡の記録についての証明が、存在しない/かなりの不備がある。

主要偏差は、偏差の除去を確かめた監査人による再監査を必要とする。再監査は、偏差確認後3ヶ月以内に行われる。この期間が守られない場合、トラウムパス協会に通知され、DOWNPASSの使用許可が与えられていた場合、許可が剥奪される。

副次的偏差は、監査または品質検査で確認された不備が小さく、8週間の期限内に除去された場合に、DOWNPASS証書標示が各追加モジュールとの関係で行われる偏差である。

副次的偏差としては、以下の例が挙げられる。

- チェーン・オブ・カストディの記録のための証明が欠如しており、基盤としての性質を果たさない。

副次的偏差は、適切な記録文書の提出によって除去される。監査人による再監査が不可欠である。副次的偏差が除去されない場合、DOWNPASS証書が剥奪される。

副次的偏差の検証のための監査は、リモート監査でも実施が可能である。リモート監査は、動物飼育の査察の場合には使用できない。リモート監査は、フェザーおよびダウンの加工のためのチェーン・オブ・カストディアンにおいてのみ使用が許される。

第4条

DOWNPASS利用者の任務

1.

「DOWNPASS」標示利用者（以下では「利用者」）は、トラウムパス協会の会員またはライセンスンシーである。利用者は、トラウムパス協会に対する義務を守る。違反は、協会会員に対して適宜適用される過料規定に沿って処罰される。

2.

利用者は、トラウムパス協会のDOWNPASS規範を認定し、実行、かつ書面により確認する。

3.

利用者は、トラウムパス協会の有効な基準を尊重し、監査および品質検査（選択された追加モジュールに応じて）を実施し合格する。

4.

利用者は、2年ごとにトラウムパス協会認定検査機関に監査を申し込む。利用者には、トラウムパス協会認定検査機関により識別番号（ID番号）が付与され、その番号は弁護士/公証人に転送される。

5.

利用者は、DOWNPASSおよび選択した追加モジュールの要件の遵守および有効な監査報告書を提示する。

6.

証明書類による記録は、完成製品が本基準に従って遡及的追跡が可能なものとみなされるように前後の段階を包括する。記録の範囲は、選択された追加モジュールに応じて決まる。

7.

記録は、独立の第三者、例えばトラウムパス協会認定検査機関によって検査され、確認される。

8.

利用者は、事業所従業員が基準の規定に習熟するように、定期的に研修措置を実施する義務を負う。この措置の証明は、5年間以上保管される。

9.

利用者は、DOWNPASS商品を収納するフェザーおよびダウンの輸送容器に「DOWNPASS」ラベルを標示することができる。同様に完成品にも「DOWNPASS」ラベルを付けることができる。そのラベルは、一つずつ番号が付されている。それらは、トラウムパス協会の条件に従って、トラウムパス協会の弁護士/公証人を通じて注文する。

10.

利用者は、DOWNPASSラベルを備えた輸送容器/完成品に含まれるフェザーおよびダウンの質量ならびに各標示規則/規格に関する充填品質の説明を、監査人に提出される一覧に記録する義務を負う。

11.

利用者は、DOWNPASSラベルを備えたフェザーおよびダウンの質量に関して、生産された質量と、生産過程（ほこりの除去、洗浄、乾燥）の中で発生した生産減損とがわかる事業進行計画を提示する義務を負う。さらに、監査を受けた充填材だけがDOWNPASS充填材として再加工/標示されることを記録するために、混合記録を提示する。

12.

利用者は、全生産過程を通じてDOWNPASS商品を監査を受けていない商品とは分別し、分離して貯蔵する義務を負う。

13.

利用者は、定期的に監査を受け、合格する。監査報告書からは、監査に合格したこと（「Audit passed（監査合格）」）が読み取れること。監査は、トラウムパス協会から委託を受けた独立検査機関によって実施される。監査に関する報告書は、利用者および、トラウムパス協会から委託を受けた弁護士/公証人に送られる。監査の費用は、監査の委託者が負担する。疑わしい場合、トラウムパス協会は追加監査を委託する。

14.

利用者は、トラウムパス協会のDOWNPASS規範の基準に従って、必要があれば追加宣言により自らの普通取引約款を補足/変更し、そこでも、DOWNPASS標示を備えた製品が監視されることを記録する。

15.

利用者は、監査が2年ごとに実施されることに責任を持つ。そうでない場合は、本基準の第10条が適用される。

第5条

第2条、第3条、および第4条の実施を目的とするトラウumpass協会の任務

トラウumpass協会の任務は、以下の通りである。

1.

トラウumpass協会は、各利用者に対して基準についての最新書類を含め、最新の文書を提供する。これは、エクストラネットでの文書の公開によっても行われる。

2.

トラウumpass協会は、各利用者によって署名された規範を要求する。文書提出後、利用者、トラウumpass協会認定検査機関、およびトラウumpass協会の弁護士/公証人は、受領証を受け取る。追加として、この文書は、監査中、トラウumpass協会の監査人によって請求される。

3.

トラウumpass協会は、認定検査機関がその監査の際にすべての文書を閲覧し、いつでもいつでも事業所立入りを実施できることの確認を各利用者から得る。

4.

利用者が第4条で要求されている、独立の第三者によって作成された証明書類を取得した場合、その証明書を、トラウumpass協会から委託された弁護士/公証人に転送する。弁護士/公証人/トラウumpass協会は、利用者に対して、要求された証明書（例えば、DOWNPASS証書）の受取りに関する受領証明書を発行する。DOWNPASS証書は、利用者の名称および住所の他に、証書の有効期間および監査された追加モジュールに関する情報を含む。利用者は、DOWNPASS証書の有効期間に対して、トラウumpass協会が定めた条件に従ってDOWNPASSラベルを注文する権限を有する。

5.

品質要件の遵守は、商店でのDOWNPASS標示を付けた完成品の購入によって検査されることがある。代わりとしては、トラウumpass協会認定人員による、事業所でのサンプル集出が行われることもある。検査個体/サンプルは、トラウumpass協会認定検査室によって調査される

。調査は、それぞれで使用される標示規定および関連検査規定に基づいて行われる。品質要件の調査は、毎年行われる。

6.

トラウムパス協会から委託を受けた弁護士/公証人は、実施された製品検査および遡及的追跡手段の監査についての各利用者の報告書を集め、監視する。

7.

「DOWNPASS」標示に製品品質および/または遡及的追跡手段に不備があった場合の制裁は、規制されており、トラウムパス協会から委託を受けた弁護士/公証人によって科される。

8.

トラウムパス協会は、関係方面に対して、適切な情報材料を、例えばホームページやエクストラネットを通じて提供する。そこでは、監査および品質検査を受け、合格した事業所を一覧表示する。DOWNPASS利用を拒否された事業所は、上述一覧表から抹消される。

9.

トラウムパス協会は、DOWNPASSラベル利用の許可を与える。ラベルは一つ一つ番号付けされており、トラウムパス協会の弁護士/公証人に注文する。

第6条

監査機関についての要件およびその任務の範囲

1.

トラウムパス協会認定検査機関（「監査人」）は、「DOWNPASS」標示利用者のもとで記録された遡及的追跡手段の検証のための監査/査察訪問の実施を委託されている。監査実施機関は、独立かつ不偏不党を保って行動し、ISO 19011、ISO 17065、または同等の規定に従った権能を有する。

2.

トラウムパス協会認定検査機関による検証（査察）は、利用者の企業で直接に、かつ必要に応じて単数/複数の供給事業者において補足的に行われる。

3.

初回監査は、査察期限の24時間以上前に予告される。

4.

定期的後続監査も、24時間以上前に事前予告が行われた後に実施される。

5.

監査人は、予告なしでの監査も実施する義務を負う。

予告なし監査：監査人は、3ヶ月の監査実施予定期間を設ける。その他の予告は行わない。

事業所の均質な材料（母集団）から標本を抽出し、検証を行う。

均質な母集団を確定するために以下の基準を考慮する。

- 事業所の種類
- 追加モジュールの種類
- 以下のリスク要素を考慮したリスク評価
 - 過去の監査での評価
 - 監査人に提示された監査関連情報
 - 地域的慣行（例えば、動物生体からのフェザーおよびダウン採取、フォアグラ生産）

標本は、次の式を使用して確定される。

標本 = 母集団を構成する事業所の数の平方根。

認定検査機関によって監査される、均質な母集団の事業所数の15 %は、各監査期間中、予告なし監査によって検証される。

予告なし監査は、ガチョウおよび/またはアヒルの農場において、例えば垣根越し監査（農場への立入りが不可能な場合）または農場への完全な立入りの形で、主として夏季に実施される

6.

監査人は、反復監査の中で観察されるすべての特異点を記載する義務を負う。予告なし監査または反復監査の中で違反および/または、以前の監査の結果との主要偏差または副次的偏差があった場合、指摘をうけた欠陥は遅滞なく修正されなければならないが、そうでない場合、既に付与された認証が剥奪される。

7.

動物生体からのフェザーおよびダウンの採取または、認証の剥奪に繋がる違反が確認された場合、トラウンプス協会および当該の事業所に情報が提供される。

検証（査察）の実施のために、ISO 19011、ISO 17065、およびそこで言及されている規格に関する参照事項ならびに本基準の規定が適用される（実施規定参照）。

8.

監査人は、事業に関する情報の取扱いの際、その秘密を厳格に守る義務を負う。監査人は、事業所に対して、秘密保持契約を書面によって提出する。

第7条 監査報告書

監査報告書は、トラウンプス協会認定検査機関によって二部が作成される。一部は利用者が受け取り、もう一部はトラウンプス協会から委託を受けた弁護士/公証人が受け取る。監査報告書は、以下の情報を必ず含める。

1.

監査の枠内で把握された全データ

2.

監査の場所、日付、および期間

3.

監査に関わった人員（氏名およびコンタクトデータ）すべておよびその事業所内での役職/
地位の一覧

4.

DOWNPASSラベルが標示された輸送容器または完成製品の写真記録

5.

監査での特異事項（例えば、供給連鎖の表現、追加モジュールの説明、偏差の報告、および
修正措置）

6.

監査人の評価（監査合格/要改善/不合格）

第8条

監査報告書の有効性

監査報告書は、24ヶ月間の有効性を持つ。有効期間の決定には、監査報告書の日付が基準となる。監査は、2年ごとに繰り返される。

第9条

監査報告書の有効性失効

監査が有効期間が過ぎる前の適切な時期に繰り返されなかった場合、トラウムパス協会による明白な通知がなくとも、DOWNPASS標示の利用権が消滅する。

商品フローの遡及的追跡の監査は、該当年に対して有効なDOWNPASS証書を発行できるように、毎年基準日である9月30日の4週間以上前に完了することが求められる。この時点までに、必要な検査/監査報告書が提出されていることが求められる。

第10条

認定

トラウムパス協会会員または、トラウムパス協会の認証の枠内で既に有効な認証を有するライセンサーは、DOWNPASS監査を免除される。

チェーン・オブ・カストディアン監査で完全性を期するために、従来監査/認証を受けてこなかった、供給連鎖内の会員において監査を後から補うことは可能である。

さらにトラウムパス協会の理事会が、監査人と協力して、ダウンおよびフェザーの同等のトレーサビリティシステムの監査報告書を認定することも可能である。

第11条

監査費用

監査費用は、トラウムパス協会認定検査機関の最新料金規定に従って決定され、監査を受ける者が検査機関に支払う。